

公立大学法人和歌山県立医科大学の物品調達に係る簡易公開入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の円滑かつ適正な調達に資するため、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が行う物品調達に係る簡易公開入札（以下「簡易公開入札」という。）について、法人の関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 簡易公開入札に参加できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 和歌山県が定めた和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「県要綱」という。）又は公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和5年制定）に基づく入札参加資格を有する者で、県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者であること。ただし、要求課（室）の長及び集中調達機関の長が特に必要と認める場合にあっては、県内に本店を有する者に限ることができるものとする。

(2) 和歌山県が定めた和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年制定）又は公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成22年制定）に基づく入札参加資格の停止期間中でない者であること。

(簡易公開入札物品)

第3条 簡易公開入札できる物品（以下「簡易公開入札物品」という。）は、単価契約物品以外の物品で、一件の予定価格が300万円以下（印刷物については400万円以下）のものとする。

(簡易公開入札見積書)

第4条 簡易公開入札物品については、品名、数量、単称、要求課（室）名、納期等必要事項を記載した閲覧見積書（別記）により、集中調達機関の長の決裁を受けるものとする。

(簡易公開入札の方法)

第5条 簡易公開入札は、閲覧用紙を法人の掲示板に、印刷物を除く物品については、原則、毎週火曜日の午前9時から木曜日の午後5時までと、毎週金曜日の午前9時から翌週の月曜日の午後5時まで掲示することにより行い、印刷物は第2及び第4火曜日の午前9時から第2及び第4木曜日の午後5時まで、掲示することにより行う。

2 簡易公開入札の掲示期間を変更する場合は、事前に変更する旨を法人の掲示板に掲示するものとする。

(見積り)

第6条 簡易公開入札物品の納入を希望する者は、閲覧見積書等により、前条に規定する閲覧期間の最終日の翌日の午後2時までに、集中調達機関に提出する。

(落札者の決定)

第7条 原則として、契約事務取扱規程第8条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出したものを落札者とする。

2 集中調達機関の長は、開札後、簡易公開入札物品を速やかに発注する。

(納期)

第8条 簡易公開入札に係る物品の納入期限については、特に納入期限の指定がある場合を除き、原則、落札者を決定した日から14日後とする。

附 則
この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。